



大輪

発行：島根県社会福祉協議会内
島根県知的障害者施設保護者会連合会
松江市東津田町1741-3
いきいきプラザ島根5F
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 34

平成27年8月発行

卷頭言

成年後見制度とは？

島根県知的障害者施設保護者会連合会 運営委員 串崎 昭徳
(西部島根医療福祉センター セイアン会 会長)

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には二種類あります。一つは、判断能力が不十分になる前に、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」。もう一つは、判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」で、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの制度を利用できます。「後見」は判断能力が全くない方、「保佐」は判断能力が著しく不十分な方、「補助」は判断能力が不十分な方が対象となります。

成年後見制度の申し立ては、本人の住宅地を管轄する家庭裁判所にします。申し立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族などに限られます。家庭裁判所が最も適任だと思われる方を成年後見人に選任します。

成年後見人は、本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理をしたり、契約などの法律行為を本人に代わって行います。ここで大切なのは、成年後見人が親族関係にある場合でも、「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って財産管理を行うということです。不適切な管理をした場合は、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けたり、業務上横領などの罪で刑事责任を問われることもあります。

今年の7月11日（土）「島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会」（P2参照）において、講師の西部島根医療福祉センター育成部長 阪田健嗣氏の講演の中で、「現在の成年後見人には、代理権が包括的に認められているが、このことが障害者権利条約に違反しているという指摘がある。意思決定支援のあり方として、包括的ではなく、個別案件ごとに可否を判断することが重要になるので、成年後見制度の見直しの議論も進められている。」とのことです。

成年後見制度は本人の権利を守るためのものです。私たち保護者は、本人がよりよい生活を送られるよう、この制度を活用していくことが求められます。

平成27年度島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会報告

平成27年7月11日（土）講師に島根西部医療福祉センター育成部長、社会福祉士の阪田健嗣氏にお越しいただき、いきいきプラザ島根にて島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会を開催しました。

テー マ：知的障がいのある人の意思決定支援のあり方について ～成年後見制度を中心に～

講 師：社会福祉法人島根整肢学園
西部島根医療福祉センター 育成部長
社会福祉士 阪田 健嗣 氏

参加者数：102名

【参加者感想】

- 重度の息子に細かい物事を決定することは困難であり、親が罪悪感を持ちながら代行決定をしてきました。今日の「意思決定のあり方」を聞いて、この先、息子にどう決定させてやれるのか、また課題が増えたように思います。二十歳を過ぎたら親権も代行権もなくなると言われ、改めて親として後見人になるよう頑張ろうと思いました。
- わかりやすい説明、資料で理解しやすかったです。後見業務は「代理」や「使いつ走り」だと言われたこともあり、日々の業務で悩むことも多くありましたが、一番大切なことは“本人の意思をどうやって尊重させるか”であったことを改めて思い返しました。
(子が) 二十歳になつたら親ではあるが、代理権はなくなるということ…これまで考えたことはなかつたので、反省しました。法的に後見人になることの大切さを学びました。
- 意思決定支援の大切さを改めて感じた。
今まで自分で決めることができないのだから親が決めてやらなければという思いでやってきたことが多かった。これから少しずつでも本人の意思決定ができるように努めたい。

○わかりやすい資料（大きな文字で）簡潔ですごくわかりやすいです。お話をとても大切なポイントをていねいに伝えて下さってわかりやすく良かったです。

実例をまじえて身近な部分も出てよかったです。

今、現在の必要性だけでなく、先をみすえての今しておくこと、おくべきことも心づもりができて良かったです。
ありがとうございました。



施設保護者会活動状況

のぞみの里保護者会副会長

大谷 力勇**「施設紹介」 *所在地 益田市横田町2080番地**

益田市内から国道9号線を津和野方面へ向け、10分程度の位置にあり近隣には、県立益田養護学校、益田市障がい者福祉センターあゆみの里やスーパー、コンビニ店があり比較的立地条件の恵まれた所にあります。

***事業概要**

上部組織である、社会福祉法人希望の里福祉会（昭和63年6月設立）が、平成元年4月に知的障害者更生施設（現：障がい者支援施設希望の里40名）を開設後、平成12年4月に知的障害者通所授産施設（現：障がい者就労支援事業所のぞみの里／就労移行支援事業6名・就労継続支援B型事業34名）を開設し、今年で満15年になります。

のぞみの里の主な活動は、育苗販売を行う施設栽培係、手作りパンの製造販売を行う食品加工係、公園のトイレ清掃や、各企業や一般家庭の草刈り・草取り、庭木の剪定等の作業を行う受託事業係があり、夫々の利用者は、一般就労を目指す者も居り、毎日生産活動等に汗を流しています。

保護者会活動の主な年間行事*4月 保護者会総会開催**

利用者、保護者、職員が一同に会し、事業報告や年間活動計画等を確認し合います。

7月 野外懇親会開催

施設敷地内で、利用者、保護者、職員の親睦を深める目的で、バーベキューやその他の料理を囲んで楽しい一時を過ごしています。

10月 「和歌神の森フェスタ」への参加

県立万葉公園近くの希望の里福祉会並びに益田市手をつなぐ育成会が主催で、今年20回目を迎えます。苗物、パン販売、保護者が飲食物の販売等を行っています。

10月 「福祉ゾーンふれあい祭」への参加

地域住民との交流を目的として、益田養護学校、あゆみの里、のぞみの里等の合同イベントです。圏域内の福祉サービス事業所等も多く参加し、各事務所の取扱い物品の販売やバザー、石見神楽等のアトラクションを行い、賑やかで楽しい一日を過ごしています。（今年で14回目を迎えます。）

1月 新年会開催（利用者に新成人がいれば成人祝も実施）

利用者、保護者、職員合同で各種アトラクション、bingoゲーム、カラオケ大会等で楽しみ、良き一年の幕開けを祈願し合います。

以上簡単ですが、障がい者就労支援事業所のぞみの里の紹介と保護者会活動状況を紹介させて頂きましたが、保護者会活動は、各施設とも利用者、保護者共に高齢になり、心配や不安が付いて回ります。若い世代に理解と協力をお願いする為には、各家庭が日頃から行事参加を行い、若い世代に伝えて行く努力が必要だと思います。

他団体の研修案内

【第4回手をつなぐ育成会中国・四国大会香川大会・「すまいる大会」香川大会】

日時：平成27年11月28日（土）～29日（日）

平成27年11月28日（土）：分科会

平成27年11月29日（日）：全体会

場所：主会場 アルファあなぶきホール（香川県県民ホール）
高松市玉藻町9番10号

大会主題：
 ・教育と福祉の連携
 ・個性を生かした多様な働き方の構築
 ・暮らしを支える相談支援事業の充実
 ・高齢になっても安心して暮らせる環境の構築
 ・権利擁護の推進

分科会	テーマ	内 容	会場
第1分科会	「幸せに育ち学ぶ」	■教育・医療・福祉の連携 ■地域社会への参加 ■家族支援の充実	香川県立ミュージアム アルファあなぶきホール（香川県県民ホール）
第2分科会	「幸せに生きる」	■就労の問題 ■就労と障害福祉年金 ■特性を生かす働き方	
第3分科会	「幸せに暮らす」	■グループホーム ■地域における住居支援 ■親亡き後	
第4分科会	「幸せに老いる」	■高齢化に備えて地域で安心して暮らせる支援体制 ■安心して暮らせる環境	
第5分科会	「幸せをつかむ」	■虐待防止法 ■差別解消法 ■成年後見制度	

☆第3分科会 司会者・提案者・助言者

司会者：橋本 俊郎氏：吉賀町育成会会长

提案者：和田森 洋一氏：島根県知的障害者施設保護者会連合会副会長

助言者：玉田 珠美氏：障がい者支援施設ふたば施設長

○第4回手をつなぐ育成会「すまいる大会」（本人大会）香川大会

11月28日（土）：第1～第4分科会

11月29日（日）：全体会

参加申込み締切：9月30日（水）

お問合せ先：島根県手をつなぐ育成会 電話 0852-32-5976